

第10回新型コロナウイルス感染症 対策本部会議

日時：令和2年3月23日（月） 午後2時30分～

場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）

※各総合事務所等とテレビ会議を接続

出席：知事、副知事、統轄監

交流人口拡大本部、危機管理局、総務部、地域づくり推進部

福祉保健部、子育て・人財局、生活環境部、商工労働部

農林水産部、教育委員会、病院局

東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所

日野振興センター、東京本部、関西本部、鳥取市保健所

アドバイザー（鳥取大学 景山教授、千酌教授）

※各市町村、消防局には衛星配信を実施

国内における感染者数

国内における感染者数

1,061人(40都道府県)

※クルーズ船 712人
 チャーター便 14人
 検疫時・厚生省職員等 27人

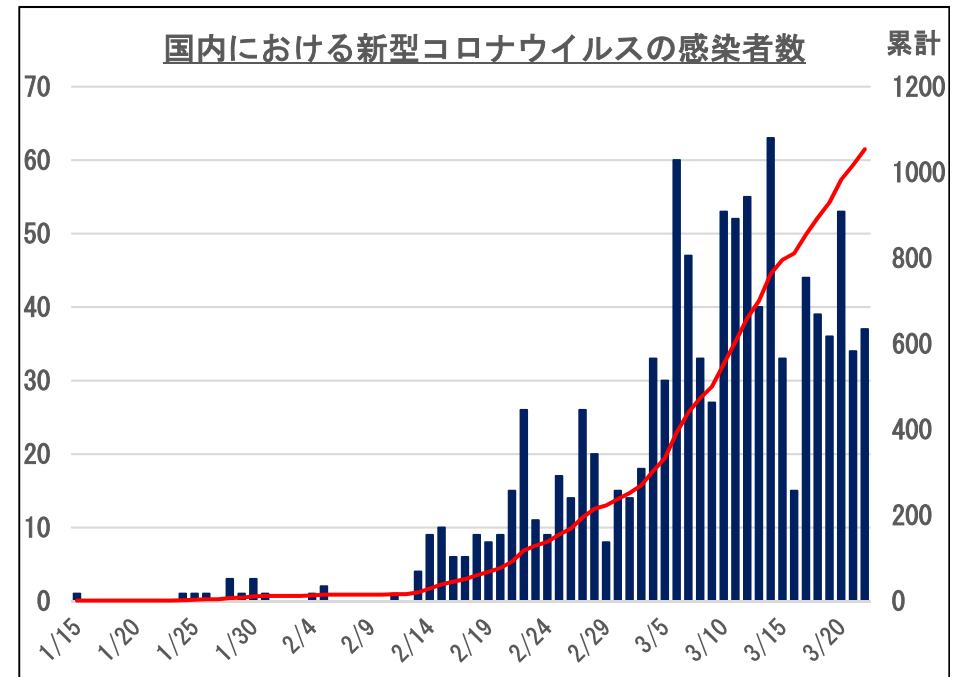
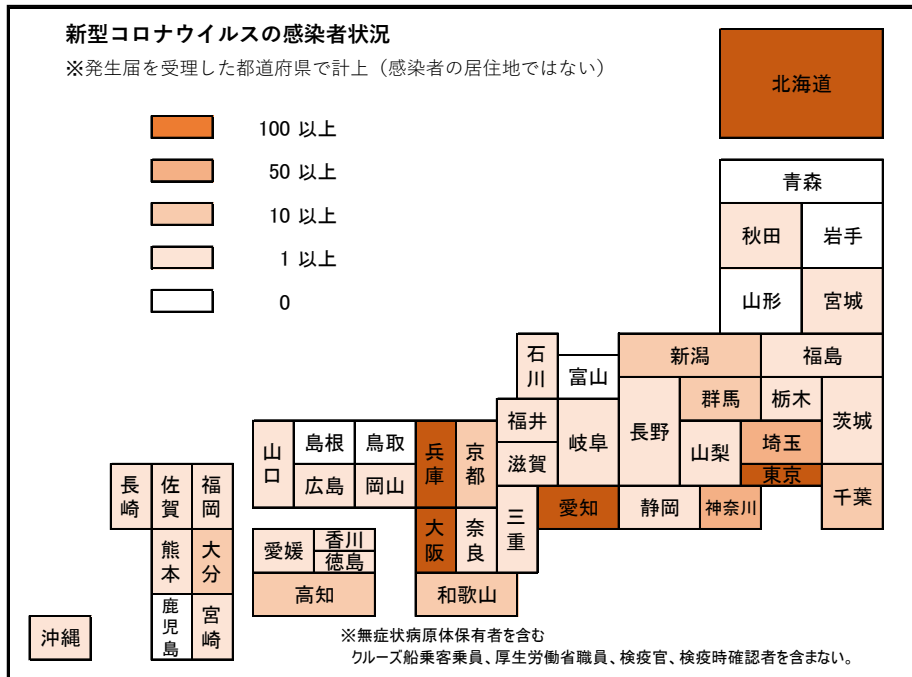
総計 1,814人

本県における現状

○患者発生なし

○PCR検査件数(3/22現在) 120件(全て陰性)

○発熱・帰国者・接触者相談センターへの相談件数(3/22現在)
 1,973件(東部942件、中部294件、西部737件)



※図及びグラフは3/22現在の本県独自の集計により作成

会議内容

- 1 政府専門家会議見解及び政府対策本部で示された対策への対応について
- 2 入院医療体制の整備について
- 3 県庁BCPについて
- 4 その他


1 政府専門家会議見解及び政府対策 本部で示された対策への対応について

教育委員会の対応

・3月19日の政府専門家会議の分析・提言を踏まえ、今後、県内でも発生早期や感染期になることを想定し、春休み中も含めて可能な限り教育活動機会の確保に努める。

現在の春休み中の教育活動の状況(授業・補習等)

- ・春休みを変更し授業等を実施... 境高(春休み中の3/30を授業日に設定)
伯耆町(春休みを3/28からに繰下げ) など
- ・春休みに補習等を実施... 鳥取東(3/25~27の3日間補習)、鳥取商業(資格取得に向けた補習)
智頭農林(3/27、3/30実習)、米子東(3/30出校日に設定) など
- ・ICTを活用した副教材等で自宅学習等を補完
(例)eラーニング教材のアカウントを県が一括取得して、希望する児童生徒に配布 など

- 
- ・今後の県内感染等の危機的な状況を想定し、再度、県立学校に学習機会の確保に向けた取り組みの充実を指示するとともに、市町村教育委員会に対しても、県立学校同様に春休みを活用した学習機会の確保を要請。
 - ・県立学校及び市町村立学校を含め、ICTを活用した副教材等での自宅学習等の対応をより一層進め、一斉休業等になった場合の学習体制を構築する。

県内発生期以降の対応

⇒ 徹底した感染防止策に努めるとともに、状況に応じた学習機会を提供

- ・児童生徒、教職員に感染者が発生した場合には、当該学校を2週間休業措置とする。
- ・なお、状況に応じて、市町村単位又は地区単位、全県一斉での休業も検討する。

※県対策本部会議の指示の下、県内の感染拡大状況を踏まえて対応する。

子育て・人財局の対応

➤ 私立中学校・高等学校

- ・県教育委員会の方針を各私立中高に情報提供し、対応の参考にしてもらう。
- ・部活動については、多くの学校が20日までに再開
- ・始業式、入学式については、概ね予定どおり実施の見込み

➤ 県内大学

・入学式の対応

鳥取大学

・・・中止

鳥取環境大学

・・・規模を縮小して学部ごと開催

鳥取看護大学・鳥取短期大学

・・・教職員・新入生のみ出席者を限定して、時間を短縮して開催

福祉保健部の対応

➤ 県立専門学校

《入学式の対応》

○倉吉総合看護専門学校

教職員・新入生のみ出席者を限定して、時間を短縮して開催

○鳥取看護専門学校

換気、手指消毒等感染予防に努めて開催

○歯科衛生専門学校

換気、手指消毒等感染予防に努めて開催

イベント等で県民の皆さんにお願いしたいこと(屋内外共通) 1

多数の方が集まるような全国的なスポーツ・文化イベント等については、大規模な感染リスクがあることを勘案し、中止、延期または規模縮小等の対応を引き続きお願いいたします。

- 過去2週間以内に発熱やせき鼻水などの感冒症状で受診や服薬等をした方は参加しないでください。
- 感染拡大している地域や国(※)への訪問歴が14日以内にある方は参加しないでください。

(※)来月末まで入国が制限されている国である中華人民共和国、大韓民国、アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、アイルランド、アンドラ、イラン、英国、エジプト、キプロス、クロアチア、サンマリノ、バチカン、ブルガリア、モナコ、ルーマニア

3月26日から来月末まで入国が制限される予定の国 アメリカ

- 主催者は、感染者が発生した際に参加者に連絡がとれる体制を確保してください。
- イベント等の際の食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供するなどの工夫をお願いします。
- 終了後の懇親会は、開催しない・させないようにしてください。

イベント等で県民の皆さんにお願いしたいこと(屋内外共通)2

- 隣や前後の方と1～2mの間隔をあけてください。
- 屋外でも、テントなどでは十分な換気を行ってください。
- 屋内では、2方向の窓や扉を同時に開け定期的に換気してください。
- 咳エチケット、手洗い、アルコール消毒、マスク着用などの対策を行ってください。
- 風邪症状のある方は参加しないでください。
- 高齢の方や基礎疾患のある方は、感染した場合、肺炎による重症化のリスクが高いため、イベント等への参加を控えていただいたほうが良いと考えます。

2 入院医療体制の整備について

医療体制

1 患者が大幅に増えたとき(オーバーシュート)への対応

- 重症者の受け入れ病床を確保していく。(3月23日時点:37床)
- 県内の患者受け入れを調整する県調整本部(鳥取県新型コロナウイルス感染症入院医療トリアージセンター)を設置
- ECMOなど高度な専門性が必要な治療に対する人材を確保するため、研修等により人材を育成する。(ECMO:体外式膜型人工肺)
- 軽症者等を自宅療養とする場合の家族内感染のリスクを下げるため、患者又は同居家族の滞在施設の確保を進める。

2 院内感染防止対策

- 院内感染防止について、改めて徹底する。
 - ・発熱者等と、他の患者と接触しないように動線や診療室を分ける
 - ・引き続き、地域の医療機関を守るため、発熱者等は事前に電話連絡してから受診するように県民へ周知徹底する。

3 県庁BCPについて

総務部の対応

■ 不要不急の県外出張（特に国外出張）の取止め

○ 原則として、県外出張は延期・中止し、ウェブ会議等で代用

- ・ 県外出張の取扱い（3/2人事企画課通知）により、改めて不用不急の出張は行わないよう徹底し、インターネットを活用したウェブ会議（電話・メール等）により代用すること。
- ・ 特に、国外出張は、真にやむを得ないものを除き、延期・中止すること。

■ BCPによる県庁機能の維持体制を確保

○ 在宅テレワークを活用した業務体制を確保

- ・ 職員が新型コロナウイルスに罹患した場合を想定し、情報政策課が整備した在宅テレワーク用貸出パソコン等を活用して県庁機能を維持する体制を確保すること。

■ 職員の健康管理の徹底

○ 37.5度以上の場合、出勤しないこと

- ・ 毎日検温等により発熱状況を確認するなど健康管理に十分留意すること。
- ・ 新型コロナウイルスの罹患が疑われる場合には、特別休暇を取得し、出勤しないこと。

4 その他

危機管理局の対応

○各種媒体(県ホームページ、あんしんトリピーメール、あんしんトリピーなび、とりったー、モバイル・携帯電話向けサイト)により県民への迅速かつ正確な情報提供を実施

※「あんしんトリピーなび」多言語化版の運用開始(3/23正午～)

→日本語と9外国語(英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語、ロシア語、ベトナム語、フィリピン語、インドネシア語、タイ語)に対応



○LINE公式アカウント「鳥取県-新型コロナ対策パーソナルサポート」の開設

<主な機能> 個人の健康状態に応じた情報提供、相談対応、チャットでの医師相談など

<導入予定> 近日中の導入開始に向け現在開設準備中



イメージ(京都府の例)

商工労働部の対応

<新型コロナウイルス感染症対策専門家会議提言（3月19日）及び政府対策本部（第21回）を受けた対応>

■ 感染予防等以下の点について、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議提言の「事業者の皆様へのお願い」をふまえ商工団体・企業等へ周知【3月23日実施済】

- 1 従業員の発熱などの症状の際、休みやすい環境の整備
- 2 テレワークや時差出勤の活用推進
- 3 学級閉鎖等の際、保護者である従業員の休みやすい環境の整備・配慮
- 4 イベントの開催の必要性の検討
- 5 従業員内でのクラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避
 - ・ 換気設備の適切な運転・点検、定期的な外気の入力
 - ・ 人が密集しない環境の整備
 - ・ 共有物の適正な管理又は消毒の徹底 等
- 6 海外出張から帰国した場合、2週間従業員の健康状態を確認。体調に変化があった場合「発熱・帰国者・接触者相談センター」への電話等、適切な対応の徹底